

平成 27 年度決算検査報告における指摘について

1. 国立競技場壁画移設工事において、壁画の切断面積の設計数量を誤ったため、契約額が割高となっていたもの 【不当事項】

概要
<p>平成 26 年度に、新国立競技場の整備に伴い解体する国立霞ヶ丘競技場陸上競技場に設置されていた 13 点の壁画を切断して国立代々木競技場等に輸送し仮置きするため、国立競技場壁画移設工事を、一般競争契約により、村本建設株式会社に契約額 399, 146, 400 円で請け負わせて実施した。</p> <p>センターは、本件工事を一般競争入札に付する際に、予定価格の算定に用いた切断面積等の設計数量を記載した数量書を公開することにし、入札参加者に数量書を提供していた。</p> <p>検査したところ、センターは、壁画の切断面積の設計数量の算定に当たり、13 点の壁画のうち 2 点において、適正な設計数量は計 92. 11 m²であったのに計 110. 71 m²として 18. 60 m²過大に算定していた。</p> <p>したがって、適正な設計数量を用いるなどして本件工事費を修正計算すると 391, 697, 640 円となることから、本件契約額 399, 146, 400 円はこれに比べて 7, 448, 760 円割高となっていて不当と認められる。</p>
対応
<p>今後は、このようなことのないよう、<u>工事の予定価格の算定に係る設計数量の確認を十分に行うよう関係職員に周知徹底するとともに、予定価格の算定における審査及び確認体制を強化することにより、再発防止に努めていく。</u></p>

2. 賃貸借契約を締結することなく仮本部事務所の一部を使用させていて、貸付料等を徴収していなかったもの 【不当事項】

概要
<p>センターは、平成 27 年 4 月 24 日に、公益財団法人ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会に対して、仮本部事務所の一部である 2 部屋を同年 5 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までの間、執務室として貸し付ける賃貸借契約を同組織委員会との間で締結し、貸付料、水道光熱費等計 5, 507, 718 円を徴収していた。</p> <p>検査したところ、センターは上記 2 部屋のうち 1 部屋について、賃貸借契約を締結する前の 26 年 9 月 2 日から 27 年 4 月 30 日までの間も組織委員会の執務室として使用させていた。また、賃貸借契約を締結していた 2 部屋以外の 2 部屋についても、それぞれ 27 年 1 月 30 日から 28 年 3 月 31 日までの間、27 年 4 月 22 日から 28 年 3 月 31 日までの間、組織委員会の会議室及び執務室として使用させていた。</p> <p>しかし、センターは、これらの部屋の上記の期間に係る使用については賃貸借契約を締結しておらず、その使用期間、面積等を基に算定した場合の貸付料等計 5, 844, 769 円が徴収されておらず、不当と認められる。</p>
対応
<p>今後は、このようなことのないよう、<u>固定資産の貸付けに当たっては、資産の管理及び事務手続に関する規程等を遵守することについて関係職員に周知徹底するとともに、内部監査を重点的に実施し、再発防止に努めていく。</u>なお、指摘のあった貸付料等 5, 844, 769 円については、平成 28 年 10 月 31 日に貸付先から全額徴収した。</p>